

新農業者年金 農業者老齢年金裁定請求書 記入方法

- ◎ この様式は、旧制度の農業者老齢年金の裁定請求には使用できません。旧制度の農業者老齢年金を裁定請求する場合は、様式第53号-2を使用してください。記入にあたっては、必要事項を必ず記入してください。また、楷書で正確に記入してください。
- ◎ 60歳から75歳に到達する前までの間は、ご自身が年金の受給を希望するときに裁定請求することができます。
- ◎ 請求時期によって年金額が異なりますので、「新農業者老齢年金の請求をする方への注意事項」をお読みください。
- ◎ 年金額は、裁定請求書を最初にJAが受付した日(裁定請求書の(7)欄の請求年月日)の属する月の末日の年金原資と裁定請求日時点における年齢の年金現価率で計算します。
- ◎ 保険料の未納がある方につきましては、時効未完成期間の未納額があっても裁定後は納付ができなくなることをご承知の上、裁定請求してください。また、時効未完成の未納保険料を納付する方は、納付の手続き終了後に裁定請求するようにお願いします。

《記入方法》

欄	記入方法	記入例
(1)	農業者年金被保険者証の記号番号を記入してください。	
(2)	特例付加年金証書の記号番号を記入してください。 (特例付加年金を新農業者老齢年金より先に受給している者のみ)	
(3)	氏名・フリガナを記名してください。	
(4)	生年月日を記入してください。 (年月日が1桁のときは、前に0を補い記入してください。)	昭和 2 年 0 月 2 日 3 3 8 5
(5)	該当する性別の番号を○で囲んでください。	男性の場合 (男) ① (女) 2
(6)	請求者の住所を郵便番号、都道府県、郡・市区町村、番地まで、もれなく正確に記入してください(フリガナも同様)。	
(7)	この請求書をJAに提出した日を記入してください。 (年月日が1桁のときは、前に0を補い記入してください。)	令和 4 年 0 月 0 日 5 8 2 6
(8)	繰上げ請求する場合は「1」に○印を、65歳以降のご自身が望む年齢での請求は「2」に○印を付けてください。	
(9)	・ ①欄を選択した場合は、別途、「個人番号登録書」、「本人確認書類(写)貼付台紙」及び「この請求書の写し」を、当基金に郵送してください。 ・ ②欄を選択した場合は、「口座番号」、「JA・銀行等の名称」及び「本・支店(所)名」を記入してください。 また、③欄において、金融機関の担当者からいずれかのチェックを受けてください。	
(10)	注意事項をご承知いただいたことを確認するため、ご自身でチェック☑を記入してください。	

※印欄は、JAの記入欄

(9) ②③	②欄が選択されている場合は、普通預金の口座番号及び金融機関名が正しく記入されていることを確認するとともに、金融機関共同コードを記入してください。 また、③欄のいずれかにチェックをしてください。	団体4桁、支店(所)3桁
JA記入欄	請求書を受付したJAの農林漁業団体統一コードを記入してください。	種別1桁、府県2桁、団体3桁、支所3桁

★印欄は、農業委員会の記入欄

(6)	請求者の住所地の市区町村コードを記入してください。	都道府県2桁、市区町村3桁
農業委員会記入・確認欄	請求書を受付した農業委員会の所在地の市区町村コードを記入してください。	都道府県2桁、市区町村3桁

【この請求書に添えて提出しなければならない書類】

農業者年金被保険者証(JAの窓口に提示のみ。基金への送付は不要。)

特例付加年金を受給している場合は、特例付加年金証書(JAの窓口に提示のみ。基金への送付は不要。)

(様式第K2号)

処理コード
3215 03

新農業者年金 農業者老齢年金裁定請求書

新制度(R05)

昭和32年4月2日以降生まれの者用

新制度の農業者年金被保険者証の記号番号を正しく記入してください。

請求者の氏名を楷書で正確に記入してください。

生年月日で、年月日が1桁の場合は、前に「0」を補ってください。

(★農業委員会が記入します。)

請求者の住所地の市区町村コードを記入してください。

請求年月日は、JAに提出する年月日を記入してください。請求年月日が1桁の場合は、前に「0」を補ってください。

①又は②のいずれかにチェックしてください。

(※JAが記入します。)

【②を選択した場合】年金の振込を希望している金融機関共同コードを記入してください。

00	(1) 農業者年金被保険者証の記号番号	1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
00	(2) 特例付加年金被保険者証の記号番号	5
00	(3) (フリガナ) 氏名	ノウネン イチロウ 農年 一郎
00	(4) 生年月日	2 昭和 年 3 3 月 8 2 6 日 (5) 性別 (男) ① (女) 2
10	(6) 住所	★ 住所地の市区町村符号 (フリガナ) トウキョウト ミナトク ニシジンプシ 1-6-21 郵便番号 東京都 港区 西新橋 1-6-21
00	(7) 請求年月日 (JA受付年月日)	4 令和 年 0 5 月 0 8 2 6 日 (8) ① 65歳未満での支給繰上げの請求である。 ② 65歳以降のご自身が望む年齢での請求である。
20	(9) 年金の振込を希望する金融機関	① 公金受取口座を利用する <input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する場合は、「個人番号登録書」「本人確認書類(写)貼付台紙」及び「この請求書の写し」を基金に郵送してください。なお、口座番号及び金融機関名の記入は不要です。(注) ② 振込口座を指定する <input checked="" type="checkbox"/> 振込口座を指定する場合は、以下の口座番号及び金融機関名を記入してください。
20	(10) 金融機関名	※ 金融機関共同コード 口座番号 1 0 1 2 3 4 5 6 0 9 8 7 6 5 4 (フリガナ) ミナト ニシジンプシ 港 西新橋 ・信金・信組・労金 ・本所・本店・出張所 ・支所・支店・店
00	(11) 基金記入欄	A 申告書表示 区分 O 配偶 O 扶養 O B C D E

請求者の郵便番号、住所及びフリガナを都道府県名から町名番地まで、もれなく正確に記入してください。

いずれかの該当する番号に○印を付けてください。

公金受取口座を登録している方は、公金受取口座を利用できます。利用を希望する場合は✓を付けてください(公金受取口座を登録していない方はマイナポータルから簡単に登録いただけます。)

【②を選択した場合】口座番号が7桁未満の場合は、前に「0」を補い、7桁として記入してください。

【②を選択した場合】金融機関において、いずれかにチェックをしてください。

(注) 郵便局での振込を希望する場合は、金融機関名欄に「ゆうちょ銀行」と「振込用の店舗番号(3桁の数字)」を記入し、口座番号欄には「振込用の口座番号」を記入してください。

(10) 新農業者老齢年金を請求する場合は、必ず下欄「注意事項」をご確認の上、「確認書」にご自身でチェックしてください。

新農業者老齢年金の請求をする方への注意事項

- 新農業者老齢年金の年金額は、裁定請求書を最初にJAが受け付けた日の属する月の末日における年金原資の額をその時の年齢に応じた年金現価率で除した額となり、請求のあった日の属する月の翌月分から支給されます。このため、請求日によって年金原資の額と年金現価率が異なり、年金額に差が生じることがあります(誕生日の前日から誕生日の末日まで(1日が誕生日の方は前月の末日)に請求を行えば、誕生日後の年齢に対応した年金額で12ヶ月分を受給できます。)
- 年金を将来にわたり確実に支払うために、裁定後は貴方の年金原資を全額債券運用とするなど運用方法を変更します。このため、一度裁定された年金については、どのような事情があっても裁定をやり直すことはできません。

新農業者老齢年金の請求をする場合の確認書

私は、上記の「新農業者老齢年金の請求をする方への注意事項」について承知の上、新農業者老齢年金を請求します。

(請求者ご自身で必ずチェックしてください。)

「新農業者老齢年金の請求をする方への注意事項」をお読みいただき、ご自身で必ずチェックしてください。

(※JAが記入します。)

【①を選択した場合】JA担当者は、請求者が公金受取口座を選択している場合、請求者に対して、個人番号登録書、本人確認書類(写)貼付台紙及びこの請求書の写しを交付し、公金受取口座の利用に関する手続等について説明を行い、✓を付けてください。

受付したJAの農林漁業団体統一コード及び電話番号を記入してください。

(※JAが押印します。)

※JA記入欄	★農業委員会記入・確認欄	×基金記入欄
(9) 欄において、「公金受取口座を利用する」が選択されている場合は、手続等の説明を行った <input checked="" type="checkbox"/> 農林漁業団体統一コード 種別 都道府県 団体コード 支所コード 0 1 2 3 4 5 0 0 1 TEL 321-645-0987 ※受付印 受付 第〇〇号 令和5年8月26日 港 農業協同組合	農業委員会の住所記号 都道府県 市区町村コード 1 2 5 4 3 TEL 123-456-7890 ★受付印 受付 第〇〇号 令和5年8月28日 港 農業委員会	×受付印

(★農業委員会が記入します。)

受付した農業委員会の市区町村コード及び電話番号を記入してください。

(★農業委員会が押印します。)

農業委員会で受付印を押印してください。

(7) 欄の請求年月日と同じ日付で受付印を押印してください(ただし、誕生日が1日の方であって、前月の末日がJAの休業日のため、翌月の最初の営業日に裁定請求書を受け付ける場合は、余白に「JAの休業日につき、最初の営業日で受付」と付記してください。)。また、誕生日が月末日の方であって、月末日及びその前日がJAの休業日の場合も同様の取扱いとします。